

佐賀県県税条例（昭和 30 年佐賀県条例第 23 号）第 108 条第 2 項の規定により、次の者について軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

令和 5 年 10 月 13 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 特約業者の氏名又は名称
有限会社坂井石油
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
小城市牛津町上砥川 250－1
- 3 特約業者の指定の取消しの年月日
令和 5 年 8 月 31 日